

第1条 目的

本規約は、株式会社サンフェステが発行するサンフェステカードのご利用およびカードに付随する電子マネー機能について規定するもので、お客様は本規約に従ってご利用いただくものとします。

第2条 定義

本規約において使用する用語の定義は、以下の通り定めるものとします。

- ①「F e s c o.（以下 フェスカ という）」とは、当社が発行し、サンフェステカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するもので、本規約に基づいて物品の購入などの代金支払いに利用することができる電子マネーをいいます。
- ②サンフェステカードとは、お客様がフェスカを利用するためと、サンフェステお買い物ポイントを利用するためのカードをいいます。
- ③チャージとは、お客様がサンフェステカードにフェスカ電子マネーを現金で加算することをいいます。
- ④フェスカ残高とは、お客様が利用可能なフェスカ電子マネーの金額をいいます。

第3条 発行

会員カードは、本規約にて承いただいたうえで入会申込書に必要事項を記入していただきますと発行いたします。
カードの利用は本人に限ります。カードの署名欄に自署し、ご自身にて管理・保管するものとします。署名無きカードは利用できません。

第4条 不正使用の禁止

サンフェステカードの偽造・変造・改ざん・その他不正な方法による使用をすることはできません。また、他人への貸与、譲渡、売買もできません。本規約に違反された場合、当社はお客様に対しサンフェステカードサービスを終了できるものとします。

第5条 チャージ

お客様は、当社所定の場所・方法にて、サンフェステカードに1,000円単位でチャージすることができます。1回にチャージできる金額は49,000円未満とします。1枚のカードに100,000円までチャージできます。また、上記金額に加えて、当社のキャンペーンなどでチャージ金額に応じて特典を付与する場合があります。

第6条 フェスカの利用

- ① お客様は、当社でフェスカ電子マネーを利用して商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が別途定める一部商品やサービスについて、利用を制限する場合があります。
- ② お客様が当社でフェスカ電子マネーを利用して商品等の購入またはサービスの提供を受ける場合、フェスカ電子マネーから商品購入またはサービス提供代金の合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- ③ お客様は、当社において商品の購入またはサービスの提供を受ける場合、当社の定める方法により現金その他の支払方法とフェスカ電子マネーを併用することができるものとします。フェスカ残高が支払総額に不足する場合には、その不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- ④ フェスカの利用は、1回の会計に対し1枚のサンフェステカードに限りです。
- ⑤ フェスカ電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるフェスカ残高に誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、フェスカ残高について誤りがないことを了承したものとします。

第7条 フェスカ電子マネー残高

フェスカ電子マネー残高は、フェスカ利用時のレシートで確認できる他、各店舗レジ係員を通じての確認、当社ホームページフェスカ残高確認ページでの確認ができます。

第8条 フェスカ電子マネーの有効期限・残高取扱

- ① フェスカの有効期限は、最後にフェスカ電子マネーを利用した日または最後にチャージした日から2年間とします。有効期限後の残高は、カードの有無に関わらず無効となります。
- ② サンフェステカードの紛失・盗難・改ざん、および本人の承諾のない第三者に利用された場合であっても、カードの損害補償・返金・再発行には応じられません。
- ③ フェスカ残高の換金または現金の払戻しはできないものとします。

第9条 サンフェステカード特典・お買い物ポイント特典

お客様は当社の店舗にて商品を購入またはサービスの提供を受けるにあたって、あらかじめサンフェステカードを提示することにより、以下に定めるポイント付与や特典を受けることができます。

- ① サンフェステポイントは、お買い上げ金額100円（税込）につき1ポイントを加算いたします。一部ポイント対象外商品がございます。（第9条⑥参照）100円に満たない端数はポイント加算いたしません。
- ② 累積ポイントは、1ポイントごとに1円単位で、商品購入代金の一部または全部に利用いただけます。使用後は累積ポイントからマイナスされます。
- ③ サンフェステポイント有効期限は、最終購入日より1年とします。有効期限内に加算または利用され

なければ消滅するものとします。

- ④ 累積ポイントの上限は10000ポイントです。
- ⑤ お買い上げ商品を返品される場合は、カードとお買い上げレシートを提示いただいたうえで、ポイントおよび返品代金を返却いたします。
※返品は弊社返品規約をご参照ください。
- ⑥ ポイント対象外商品は、下記の通りです。
業務スーパー商品、タバコ、切手類、ビール券、宅配代、包装料金など

第10条 サンフェステカードが利用できない場合

- お客様は、以下のいずれかの場合においては、サンフェステカードにチャージすること、利用すること、残高の照会をすることが出来ない事を、あらかじめ承諾するものとします。
- ① 当社がサンフェステ電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - ② サンフェステカードの破損、または当社の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
 - ③ その他やむを得ない事由のある場合。

第11条 カードの紛失・盗難等

紛失・盗難、その他の事由により、サンフェステカードを喪失した場合、お客様がサンフェステカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、サンフェステカードを再発行します。この場合、再発行手数料をお支払い頂くこととなります。再発行手数料は200円（税込）となります。再発行の希望を受け、当社がそれを認めた時点の、フェスカ残高・サンフェステポイントを再発行カードに移行します。尚、この手続きに一定期間を要することをお客様は了承するものとします。移行処理が行われる前に、フェスカ残高が第三者により利用された場合の責任は、当社では一切負わないものとします。フェスカ残高・サンフェステポイントの移行は、当社所定の方法で照会された残高・ポイントが移行されるものとします。移行処理後の旧カード利用は一切できません。

第12条 カードの破損・汚損・磁気不良等による再発行

サンフェステカードの破損・汚損等により使用不能となった場合、当社が再発行を認めた場合に限り、使用不能になったカードと引き換えに新しいカードを再発行します。尚、再発行したカードに移行されるフェスカ残高・ポイントは、当社所定の方法で確認された残高・ポイントは新しいカードに引き継がれるものとします。故意またはお客様の過失によるカードの破損等においては、再発行手数料を頂く場合があります。再発行手数料は200円（税込）となります。

第13条 取引・返品など

フェスカ電子マネーを利用して購入またはサービス提供を受けた商品等については、返品または交換が出来ないこととします。

第14条 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対し事前に当社所定の方法で告知することにより、本規約を変更できるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、フェスカ電子マネーサービスを利用した場合には、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。当該告知後、お客様がフェスカ電子マネーサービスを利用することなく1ヶ月が経過した場合には、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第15条 フェスカ電子マネーサービス・サンフェステポイントの終了

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、フェスカ電子マネーサービスまたはサンフェステポイントを全面的に終了することができるものとします。
 1. 社会情勢の変化
 2. 法令の改廃
 3. その他当社のやむを得ない都合による場合
- ② 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、フェスカ電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができます。ただし、前項の通知を行ってから2年経過した場合には、お客様は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第16条 制限責任

第9条、第14条に定める理由およびその他の理由により、お客様がフェスカ電子マネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等については、当社はその責任を負わないものとします。また、当社が何らかの理由により責任を負う場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、お客様に現実にも発生した、通常かつ直接の損害についてのみ、フェスカ残高相当額を上限として、責任を負うものとします。

第17条 業務委託

当社は、本規約に基づくフェスカ電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第18条 合意管轄裁判所

お客様は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

問い合わせ

株式会社サンフェステ
京都府亀岡市下矢田町2丁目216-6
TEL 0771-24-5686
FAX 0771-24-5685

発効日 : 2019年7月1日